

移送サービス利用案内

ご利用になる前に必ずこの利用案内をお読みください。



事業概要

この事業は、富里市が道路運送法第79条により、障害者や高齢者などで公共交通機関を利用することが困難な方を対象に行う、有償による移送(送迎)サービスです。主に医療機関等送迎となります。対象となる方は、在宅の重度心身障害者(1級・2級)、介護保険の要介護者・要支援認定者で、独居の方や特別な理由により家族等が、医療機関等への送迎ができない状況であり、車椅子等を必要とし、一人でバス・タクシー等の公共交通機関を利用することが非常に困難な方を対象としております。

○予約・運行についてのお問合せ先

移送サービス事務局 (社会福祉法人富里市社会福祉協議会)
千葉県富里市七栄653番地2 福祉センター内
TEL 0476-92-7010
FAX 0476-92-2495

移送QRコード →



◇登録の許可についてのお問合せ

富里市役所高齢者福祉課 包括支援班
千葉県富里市七栄652-1
電話 0476-93-4981
FAX 0476-93-2215

富里市移送サービスについて

この事業は、富里市が道路運送法第79条により、障害者や高齢者などで公共交通機関を利用することが困難な方を対象に行う、有償による移送(送迎)サービスです。

主に医療機関等送迎となります。対象となる方は、在宅で重度心身障害者(1級・2級)、介護保険の要介護者・要支援認定者で、独居の方や特別な理由により家族等が、医療機関等への送迎ができない状況であり、車椅子等を必要とし、一人でバス・タクシー等の公共交通機関を利用することが非常に困難な方を対象としております。状態が改善された方や施設入所等要件を満たさなくなった場合は市役所へ申し出てください。

道路運送法第79条の3の規定による登録

登録者 関東運輸局 千葉運輸支局長

千運輸第523号

1. 登録番号 関千市福第1号
登録の有効期限 令和8年9月30日まで
2. 名称 富里市
住所 千葉県富里市七栄652-1
代表者氏名 富里市長 五十嵐博文
3. 自家用有償旅客運送の種別 市町村福祉有償運送
4. 運送の区域 富里市

①移送サービスが利用できるのは以下の目的に限ります。

- 医療機関への送迎
- 官公庁、金融機関(郵便局を含む)
- 在宅福祉サービスを提供する施設又は場所への送迎
- 介護予防に資する事業等を実施する施設又は場所への送迎



②利用範囲、回数について

利用範囲 富里市内及び近隣市町村おおむね20キロメートル以内です。

利用回数 月に最大4回までご利用の事ができます。

③運行日、時間

月曜～金曜の午前9時～午後4時まで

土日祝日、12月29日～1月3日までは運休となります。

④利用の申し込みについて

電話連絡で受付いたします。利用希望日の1ヶ月前から5日前までです。

※予約制のため、利用を希望された日に利用できない場合がありますのでご了承ください。

※土日祝日のご予約は受けられません。また、当日の目的地の変更、追加はできませんのでご了承下さい。

電話連絡受付先 (月曜～金曜の午前9時～午後5時まで)

富里市社会福祉協議会 移送サービス

電話：0476-92-7010 (直通)



※運転手が不在の場合は事務員が対応いたします。

⑤利用手順

1. 利用の申し込み (利用者)

移送サービス事務局へ予約の電話連絡をします。

電話：0476-92-7010 (直通)

(お名前・ご利用日・時間・配車場所をお伝えください。)

ご注意

ご希望の時間に予約できない場合もございますので、あらかじめご了承ください。
予約の日時はお間違えのないようにお願いします。ご自分でメモをお取りください。
渋滞や事故等の予期できない事態により、車両の運行に支障をきたした場合は、事務局より連絡をしますので、ご了承ください。

予約後にご都合によりご利用ができなくなった場合は、必ず移送サービス事務局へ連絡をお願いします。状態の極めて不安定な方については、介助者なしでは運行できない場合もございます。運転手は利用者の介助をすることが出来ません。

2. 利用当日

車両を配車

ご自宅等へ車両を配車します。



⑤利用料について（片道料金で計算されます。）

料金は市民税課税の方・非課税の方で異なります。

ご利用「片道ごと」に計算されます。

A 市民税課税世帯 ……400円

B 市民税非課税世帯……200円



（利用例 A 課税世帯の場合）



①【往路】	自宅 → 成田赤十字病院	400円
②【復路】	成田赤十字病院 → 自宅	400円
	合計	800円

利用料は利用月の翌月に1ヶ月分をまとめて請求します。

請求時に市役所より送付される書類等

A 負担金納入決定通知書（請求書）

B 納付書（銀行での払込用紙 3枚つづり）

利用者宛にご自宅へ通知書（請求書）を郵送いたしますので、下記に記載されている富里市指定金融機関にて直接利用料を納めてください。

利用料金は所得に応じて算出されます。市民税（課税400円・非課税200円）片道については、毎年7月に負担金の変更（確認）があります。確認後に利用者全員に負担金通知します。

【富里市指定金融機関・収納代理金融機関】

- （株）千葉銀行・（株）千葉興業銀行・（株）京葉銀行・千葉信用金庫・佐原信用金庫
- ・銚子信用金庫・中央労働金庫・銚子商工信用組合中央労働金庫
- ・富里市農業協同組合・富里市役所会計課・富里市役所日吉台出張所

⑥その他の料金

有料駐車場等の有料施設をご利用された場合、料金のご利用者のご負担となります。

⑦車両紹介

スロープが付いた車両なので、車椅子のまま乗車が可能です。

移送1号車 (ダイハツ タント)



移送2号車 (ダイハツ タント)



移送3号車 (スズキ スペースア)



⑧安全対策について

富里市移送サービスはご利用者の安全を第一に考慮しております。その為利用者・介助者は必ずシートベルトを着用していただきます。ただし身体上の理由等は除きます。車両はスロープ式のため電動車椅子でもご利用頂けますが、車椅子の種類によっては安全確保の関係上乗車できない場合もございます。

⑨事故・保険について

移送サービスで使用している車両は、交通事故を起こした場合に備え、保険に加入しています。万が一事故に遭われた場合は、自動車保険の範囲内で保障致します。保険の範囲を超えた保障については行えませんので事前にご了承ください。また、貴重品等荷物は各自で責任を持って管理してください。

⑩個人情報について

利用者の個人情報は、原則として移送サービスを提供する為に利用し適切に管理しています。

- 登録・運行に関する業務
- 料金に関する業務（請求書等送付）
- その他の移送サービス提供に関する事に利用します。

⑪その他

移送サービスにおいて、運転手個人に対する金銭や物品の提供は、お断り致します。何かご不明な事がございましたら移送サービス事務局までお問合せください。

移送サービス 電話：0476-92-7010（直通）